

美唄尚栄高等学校「YouTube」運営要領

（目的）

第1 この要領は、北海道美唄尚栄高等学校が、ソーシャルメディア「YouTube」（以下「YouTube」という。）を利用して行う生徒の教育活動の情報発信に関して必要な事項について定める。

（投稿内容）

第2 北海道美唄尚栄高等学校は YouTube を活用して、次の情報発信を行う。

（1）生徒の教育活動に関する情報

ただし、不当に民間の競争を阻害するなど、北海道美唄尚栄高等学校が発信する情報として不適切と認められるものを除く。

（2）その他北海道美唄尚栄高等学校長が適当と認めた情報

2 前項の情報発信は、総合政策部情報統計局情報政策課（以下「情報政策課」という。）が定める「北海道ソーシャルメディア利用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に十分留意して行うものとする。

（投稿手続き）

第3 北海道美唄尚栄高等学校は、情報政策課へのコンテンツフィルタリング規制URL解除の申請を行うものとする。

2 投稿者は、次に掲げる事項を確認した上で投稿しなければならない。

（1）事前に学校長の承認を得た上で、学校のパソコンからログインし投稿すること。

（2）発信する動画は、生徒の教育活動に関連するものとし、事前に権利関係を確認の上掲載すること。

（セキュリティ対策について）

第4 北海道美唄尚栄高等学校は、公式アカウントにログインするためのIDやパスワードなどの利用者情報を、投稿者以外の者に知られることのないよう適切に管理するとともに、定期的に、また投稿者に異動があった場合などは随時にパスワードを変更するなど、その管理に細心の注意を払うものとする。

2 北海道美唄尚栄高等学校及び投稿者は、道のセキュリティポリシーを遵守し、YouTube を利用するものとする。

（外部対応について）

第5 北海道美唄尚栄高等学校は、YouTube の運用に関する考え方を明示するため、ホームページ上に運用ポリシーを掲示する。

2 本 YouTube チャンネルへのコメント機能は原則として無効に設定する。

3 動画に対する誹謗中傷等が寄せられ、又はネット上などで発見した場合は、北海道美唄尚栄高等学校は、その対応にあたりとともに、個人的な誹謗中傷又は公序良俗に反する投稿については、削除などの必要な措置を講ずるものとする。

4 その他 YouTube の運用を通じてトラブルが発生した場合は、ガイドラインの5（トラブルが発生した場合の対応例）に基づき、誤解を招くことのないよう、冷静かつ適時に対応するものとする。

（その他）

第6 北海道美唄尚栄高等学校における YouTube の利用に関して、この要領に定めのないものについては、ガイドラインによるものとする。

附 則

この要領は令和3年12月1日から施行する。